

令和6年生駒市議会（第4回）定例会議案

令和6年9月2日

生 駒 市

令和6年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 9 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 52 号	令和6年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	3～14
議案第 53 号	令和6年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	15～18
議案第 54 号	令和6年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	19～20
議案第 55 号	生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について	21～22
議案第 56 号	生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	23～28
議案第 57 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	29～30
議案第 58 号	督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	31～34
議案第 59 号	生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	35～36
議案第 60 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 61 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 62 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 63 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40～44
議案第 64 号	生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	45～46
議案第 65 号	財産の取得について	47
議案第 66 号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について	48～52

議案第 67 号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	53
議案第 68 号	奈良広域水質検査センター組合の解散について	54～57
議案第 69 号	奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について	58～60
議案第 70 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	61
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	62

報告第 9 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和6年6月12日（水）午前11時頃

2 事故発生場所

俵口幼稚園

3 損害賠償額

380,600円

4 事故の概要

職員の草刈り作業中の飛び石により、職員用駐車場に駐車していた車両の左側後部窓ガラスを破損させたもの。

令和6年7月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和6年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

令和6年度生駒市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092,704千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,610,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		9,453,924	5,960	9,459,884
	1 国庫負担金	5,451,437	1,004	5,452,441
	2 国庫補助金	3,973,447	4,956	3,978,403
16 県支出金		3,539,176	502	3,539,678
	1 県負担金	2,401,268	502	2,401,770
19 繰入金		2,451,100	80,157	2,531,257
	1 基金繰入金	2,451,100	80,157	2,531,257
20 繰越金		488,529	1,006,085	1,494,614
	1 繰越金	488,529	1,006,085	1,494,614
歳 入 合 計		48,517,497	1,092,704	49,610,201

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,727,849	753,038	5,480,887
	1 総務管理費	3,830,986	753,038	4,584,024
3 民生費		19,509,321	114,294	19,623,615
	1 社会福祉費	9,865,854	29,493	9,895,347
	2 児童福祉費	7,637,116	84,801	7,721,917
4 衛生費		9,226,576	3,780	9,230,356
	1 保健衛生費	2,667,759	3,780	2,671,539
5 産業経済費		578,370	49,643	628,013
	2 商工費	374,779	49,643	424,422
8 教育費		5,597,419	17,282	5,614,701
	2 小学校費	633,714	7,755	641,469
	3 中学校費	412,837	3,773	416,610
	4 幼稚園費	941,073	397	941,470
	5 社会教育費	1,513,574	5,357	1,518,931
10 公債費		2,575,732	154,667	2,730,399
	1 公債費	2,575,732	154,667	2,730,399
歳 出 合 計		48,517,497	1,092,704	49,610,201

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
上 中 学 校 仮 校 舎 借 上 業 務	令和6年度から 令和9年度まで	280,610
中 学 校 指 導 書 等 購 入 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	60,000
学 校 尿 検 査 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	3,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	5,350,283	1,004	5,351,287	1 社会福祉負担金	1,004	低所得者保険料軽減負担金
計	5,451,437	1,004	5,452,441			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	365,606	4,956	370,562	2 児童福祉補助金	4,956	子ども・子育て支援事業費補助金
計	3,973,447	4,956	3,978,403			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,319,465	502	2,319,967	1 社会福祉負担金	502	低所得者保険料軽減県負担金
計	2,401,268	502	2,401,770			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
7 公共施設等総合管理基金繰入金	752,930	68,629	821,559	1 公共施設等総合管理基金繰入金	68,629		
9 公共施設整備基金繰入金	99,638	11,528	111,166	1 公共施設整備基金繰入金	11,528		
計	2,451,100	80,157	2,531,257				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	488,529	1,006,085	1,494,614	1 繰越金	1,006,085	前年度繰越金	
計	488,529	1,006,085	1,494,614				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	其 他			
1 一般管理費	2,642,649	86,126	2,728,775			一般財源	10 需用費	29,645 消耗品費	
						その他	17 備品購入費	56,481 情報用備品	
5 財産管理費	475,940	666,912	1,142,852				24 積立金	666,912 公共施設等総合管理基金	
計	3,830,986	753,038	4,584,024						

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	其 他			
3 障がい者福祉費	4,021,965	27,486	4,049,451			一般財源	18 負担金補助及び交付金	27,486 障害者相談支援事業負担金	
6 介護保険費	1,644,392	2,007	1,646,399	1,506 (国負)			27 繰出金	2,007 介護保険特別会計繰出金	
				1,004 (県負)	502	501			
計	9,865,854	29,493	9,895,347	1,506		27,987			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	其 他			
1 児童福祉総務費	3,481,800	59,182	3,540,982	4,956		一般財源	1 報酬	1,853 パートタイム会計年度任用職員	
						54,226			

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 原 支 出 金 (国補)	地 方 債			
				4,956			3 職員手当等	696	
							4 共済費	549	職員共済組合負担金 社会保険料等
							8 旅費	61	費用弁償
							10 需用費	202	消耗品費
							11 役務費	1,595	通信運搬費
							18 負担金補助及 び交付金	△ 20,000	保育士処遇改善給付金
3 保育所費	1,114,244	18,986	1,133,230				22 償還金利子及 び割引料	74,226	過年度償還金
4 母子父子福祉 費	342,557	6,633	349,190			18,986 (繰入)	14 工事請負費	18,986	保育所施設整備工事
計	7,637,116	84,801	7,721,917	4,956		18,986	22 償還金利子及 び割引料	6,633	過年度償還金
								60,859	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 原 支 出 金 (国補)	地 方 債			
1 保健衛生総務 費	1,091,425	3,780	1,095,205				18 負担金補助及 び交付金	3,780	病院事業会計補助金
計	2,667,759	3,780	2,671,539					3,780	

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財 源				
					国 原 支 出 金	財 源 の 他			
2 商工振興費	199,476	49,643	249,119		49,643 (繰入)	49,643	12 委託料	143 施設点検委託料	
計	374,779	49,643	424,422		49,643		14 工事請負費	49,500 施設整備工事	

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財 源				
					国 原 支 出 金	財 源 の 他			
1 学校管理費	470,303	7,755	478,058		7,755 (繰入)	7,755	10 需用費	7,755 修繕料	
計	633,714	7,755	641,469		7,755				

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財 源				
					国 原 支 出 金	財 源 の 他			
1 学校管理費	242,131	3,773	245,904		3,773 (繰入)	3,773	14 工事請負費	3,773 学校施設改修工事	
計	412,837	3,773	416,610		3,773				

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特 定 地 方 債	其 他	一 般 財 源			
1 幼稚園費	926,777	397	927,174			397	22 償還金利子及び割引料	397 過年度償還金	
計	941,073	397	941,470			397			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特 定 地 方 債	其 他	一 般 財 源			
7 文化財保護費	40,739	5,357	46,096			5,357	12 委託料	5,357 発掘調査等委託料	
計	1,513,574	5,357	1,518,931			5,357			

[単位 千円]

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特 定 地 方 債	其 他	一 般 財 源			
1 元金	2,533,388	154,667	2,688,055			154,667	22 償還金利子及び割引料	154,667 長期償還元金	
計	2,575,732	154,667	2,730,399			154,667			

[単位 千円]

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(767) 830	918,239	3,257,287	2,892,282	7,067,808	8,334,847	
補正前	(765) 830	916,386	3,257,287	2,891,586	7,065,259	8,331,749	
比較	(2) 0	1,853	0	696	2,549	3,098	

※()内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	71,982	125,748	225	207,270	1,326	181,156	31,288
	補正前	71,982	125,748	225	207,270	1,326	181,156	31,288
	比較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当	通勤手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7,184	93,736	54,987	469,500	907,760	740,120
7,184	93,736	54,987	469,500	907,381	739,803
0	0	0	0	379	317

令和6年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和6年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,450,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		2,633,962	8,372	2,642,334
	1 支払基金交付金	2,633,962	8,372	2,642,334
5 県支出金		1,453,960	59,588	1,513,548
	1 県負担金	1,380,879	59,588	1,440,467
7 繰入金		1,754,678	61,254	1,815,932
	1 一般会計繰入金	1,639,599	2,007	1,641,606
	2 基金繰入金	115,079	59,247	174,326
歳 入 合 計		10,321,042	129,214	10,450,256

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		836	69,967	70,803
	1 基金積立金	836	69,967	70,803
6 諸支出金		2,785	59,247	62,032
	1 償還金及び還付加算金	2,785	59,247	62,032
歳 出 合 計		10,321,042	129,214	10,450,256

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費交付金	2,588,939	8,372	2,597,311	2	2 過年度分		8,372
計	2,633,962	8,372	2,642,334				

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費負担金	1,380,879	59,588	1,440,467	2	2 過年度分		59,588
計	1,380,879	59,588	1,440,467				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 低所得者保険料軽減繰入金	92,033	2,007	94,040	2	2 過年度分		2,007
計	1,639,599	2,007	1,641,606				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費準備基金繰入金	115,079	59,247	174,326	1	1 介護給付費準備基金繰入金		59,247

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	115,079	59,247	174,326				

[単位 千円]

歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説	明
				財源							
				特定	地方債	その他					
1 介護給付費準備基金積立金	836	69,967	70,803	59,588 (県負)	10,379 (基)	8,372 (繰入)	2,007	24 積立金	69,967	介護保険介護給付費準備基金	
計	836	69,967	70,803	59,588	10,379						

[単位 千円]

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説	明
				財源							
				特定	地方債	その他					
2 償還金	10	59,217	59,257		59,217 (繰入)	59,247		22 償還金利子及び割引料	59,217	国庫支出金等精算返還金	
計	2,785	59,247	62,032		59,247						

[単位 千円]

議案第 54 号

令和6年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和6年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	599,544 千円	4,452 千円	603,996 千円
第2項 医業外収益	513,798 千円	4,452 千円	518,250 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	538,305 千円	4,452 千円	542,757 千円
第1項 医業費用	492,508 千円	4,452 千円	496,960 千円

第3条 予算第7条中「2,802千円」を「6,582千円」に改める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和6年度 生駒市病院事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		599,544	4,452	603,996	
	2	医 業 外 収 益	513,798	4,452	518,250	
		2 他 会 計 補 助 金	2,802	3,780	6,582	一 般 会 計 補 助 金
		3 補 助 金	3,118	672	3,790	県 補 助 金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		538,305	4,452	542,757	
	1	医 業 費 用	492,508	4,452	496,960	
		2 経 費	114,823	4,452	119,275	

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例

生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び倫理の保持」を「、倫理の保持及び不当要求行為への適切な対応」に改め、「保護」の次に「及び良好な職場環境の形成」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（不当要求行為の禁止）

第4条の2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該不当要求行為に対して講ずべき措置について必要があると認めるときは、委員会に諮問することができる。

第10条第5項中「諮問をしたときは、委員会の答申」を「答申を受けたときは、これ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、審査を行い、当該要望等が不当要求行為であると認めるときはその旨及び当該不当要求行為に対して講

すべき措置を、不当要求行為であると認められないときはその旨を市長に答申するものとする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 56 号

生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為である。

また、ハラスメントは、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、いずれも全体の奉仕者である市長等、議員及び職員は、ハラスメントに関する知識を深め、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、信頼し合うことで、それぞれの能力を十分に発揮させることができる環境を確立するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及びハラスメントに関する相談（以下「ハラスメント相談」という。）が行われた場合の対応（以下「ハラスメントの

防止等」という。)を適切に行うことにより、市長等、議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長並びに生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）に規定する特別職の職員をいう。
- (2) 議員 本市議会の議員をいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、本市に勤務するものをいう。
- (4) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (5) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (7) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児若しくは介護に関する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境を害することをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市長等、議員及び職員の間におけるハラスメントについて適用する。

(ハラスメントの禁止)

第4条 市長等、議員及び職員は、ハラスメントをしてはならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、任命権者がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整及び助言に当たらなければならない。

2 市長は、ハラスメントの防止等のために必要な研修を実施する等職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止等に関し、必要な措置を適切に講じなければならない。

2 任命権者は、ハラスメント相談を行った職員その他ハラスメント相談に係る職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、ハラスメントについての理解を深め、自らの言動に必要な注意を払うとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は、ハラスメントに関する問題が職場に生じていないか、又はそのおそれがないかに注意して、良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。

(ハラスメントに関する指針)

第9条 市長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 市長等及び職員は、前項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第10条 市長は、市長等又は職員からのハラスメント相談に対応し、及び市長等又は職員の心身の被害の回復に向けた支援を行うため、ハラスメント相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、ハラスメント相談を行った市長等又は職員の主張の聴取その他ハラスメント相談の解決に向けた調整を行うものとする。

(ハラスメント認定に係る調査)

第11条 相談窓口でハラスメント相談を行った市長等又は職員は、ハラスメント相談の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定（以下「ハラスメント認定」という。）についての調査を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、速やかにハラスメント認定について調査し、ハラスメント相談の解決に向けた迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(相談窓口等の委託)

第12条 市長は、相談窓口及びハラスメント認定についての調査に係る業務をハラスメントに関する専門的知識を有する者に委託することができる。

(ハラスメント認定・対策委員会)

第13条 ハラスメントに関する次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市ハラスメント認定・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) ハラスメント認定に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関すること。
- (3) その他ハラスメントに関し、市長が必要と認める事項

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（議員からのハラスメント相談等の対応）

第14条 議長は、議員からのハラスメント相談に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 議長は、議員からハラスメント認定の申出があったときは、速やかにハラスメント認定について調査し、ハラスメント相談の解決に向けた迅速かつ適切な対応を行うものとする。

（対応措置）

第15条 事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認されたときは、次の各号に掲げる行為者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 市長等又は議員 公表
- (2) 職員 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等

（職務の代理）

第16条 ハラスメントの行為者が市長とされている場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等が、この条例の規定による権限の行使に関しその職務を代理する。

2 ハラスメントの行為者が議長とされている場合には地方自治法第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長とされている場合には同法第107条の規定に準じて年長の議員が、この条例の規定による権限の行使に関しその職務を代理する。

（プライバシーの保護）

第17条 ハラスメント相談に関係する全ての者は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 57 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げるものを除く。）及び」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により奈良県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第63条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 3 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例第 2 5 条第 1 項（第 3 号ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 3 号ウ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 58 号

督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和34年3月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市税外収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る督促及び延滞金の徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第3条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント（当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に、「延滞金を徴収する」を「金額とする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第3条第2項各号を削り、同項を同条とする。

第4条中「督促手数料及び」を削る。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「伝染病」を「感染症」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準

割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

（生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 3 条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

（生駒市介護保険条例の一部改正）

第 4 条 生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

（生駒市道路占用料に関する条例の一部改正）

第 5 条 生駒市道路占用料に関する条例（昭和 3 5 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「督促手数料及び」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

（生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第 6 条 生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 9 年 4 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 7 条及び第 8 条第 2 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(督促手数料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の生駒市税外収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例第3条及び附則第2項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 59 号

生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第1条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(4)の表滝寺公園プールの項を削る。

別表第3の5の表中「滝寺公園プール」を削る。

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第2条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「使用料」を「使用料等」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 生駒市健民グラウンド

別表第1の滝寺公園の項中「滝寺公園テニスコート」を
「滝寺公園テニスコ
生駒市健民テニス

ート
に改める。
コート」

第3条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1の滝寺公園の項中 「滝寺公園プール」 を「滝寺公園テニスコ
滝寺公園テニスコート」

ート」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布
の日から施行する。

議案第 60 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）
の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第1号中「第2条の4第2項の表の第2欄」を「第2条の4
第2項第1号」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2
条の4第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の
日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた
医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 62 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 63 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノ エリア北西地区整備計 画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された令 和 6 年 7 月 19 日生駒市告示第 124 号に定める大和都 市計画生駒市学研生駒テクノエリア北西地区地区計画の 区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市学研生駒テクノ エリア南地区整備計画 区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された令 和 6 年 7 月 19 日生駒市告示第 124 号に定める大和都 市計画生駒市学研生駒テクノエリア南地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 中

	沿道利用地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等）	500平方メートル				
--	-------------	---	-----------	--	--	--	--

生駒市学研 生駒テクノ エリア北西 地区整備計 画区域	沿道利用地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等） 次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業	500平方メートル	10,000平方メートル	1 道路に面する側には5メートル以上、その他の側には3メートル以上 2 守衛所等施設の管理及び保安のために必要な建築物	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル	10分の5 （法第53条第3項第2号の規定に該当する場合は、10分の6）
---	-------------	---	-----------	--------------	--	--	---

<p>生駒市学研 生駒テックノ エリア南地 区整備計画 区域</p>		<p>の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キヤバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、場 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所</p>	<p>10,000 平方メー トル</p>	<p>1 道路に面す る側にあつて は5メートル 以上、その他 の側にあつて は3メートル 以上 2 守衛所等施 設の管理及び</p>	<p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か</p>	<p>10分の5 (法第53 条第3項第 2号の規定 に該当する 場合は、1 0分の6)</p>	<p>トル以内である もの</p>	<p>で、次の各号 に適合するも のに対する前 項の規定の適 用については、同項中「 5メートル以 上」とあるの は「3メート ル以上」と、 「3メートル 以上」とある のは「1メー トル以上」と する。 (1) 階数が1 であること と。 (2) 延べ面積 が100平方 メートル 以下である こと。 (3) 高さが1 0メートル 以下である こと。</p>
--	--	---	-------------------------------	---	---	--	-----------------------	--

に

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

つ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

保安のために必要な建築物で、次の各号に適合するもの
 1 項の規定の適用については、同項中「5メートル以上」とあるのは「3メートル以上」と、「3メートル以上」とあるのは「1メートル以上」とする。
 (1) 階数が1であること。
 (2) 延べ面積が100平方メートル以下であること。
 (3) 高さが10メートル以下であること。

- (児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)
- 5 倉庫業を営む倉庫
- 6 ホテル又は旅館
- 7 キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 8 公衆浴場
- 9 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 10 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 11 自動車教習所
- 12 別表第3（お）項に掲げる事業を営む工場
- 13 別表第4（い）欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類及び動植物油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物

改める。

別表第6に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北西地区整備計画区域		10分の1	10,000平方メートル
生駒市学研生駒テクノエリア南地区整備計画区域		10分の1	10,000平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正
する条例

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 生駒市都市公園条例（昭和 4 5 年 3 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 2 中「生駒山麓公園ふれあいセンター内」を「生駒山麓公園」に改め
る。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正)

第 2 条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成 3 年 1 0 月生駒市条例第 3 2
号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の (1) のアの表中 3 0 1 の項を削り、3 0 2 の項を 3 0 1 の項と
し、3 0 3 の項を 3 0 2 の項とし、3 0 4 の項を 3 0 3 の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 65 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 パソコン機器等
- 2 取得価格 51,775,900円
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英 和
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 66 号

奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、別紙のとおり規約を定め、奈良県広域水道企業団を設立することについて、関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

関係地方公共団体 奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町

奈良県広域水道企業団規約

(名称)

第1条 この一部事務組合は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(構成団体)

第2条 企業団は、奈良県及び関係市町村（大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町をいう。以下同じ。）（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

2 企業団は、前項の事務を主体的に公営企業として共同処理するものであり、コンセッション方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）への移行又は民営化は行わない。

(事務所の位置)

第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数とする。

(1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。以下同じ。）が5万人未満である関係市町村 1関係市町村につき1人

(2) 給水人口が5万人以上10万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき2人

(3) 給水人口が10万人以上である関係市町村 1 関係市町村につき3人

(4) 奈良県 3人

2 企業団議員は、各構成団体の議会において、前項各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数を、それぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 企業団議員が当該企業団議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

(企業団議会の事務局)

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置き、奈良県知事をもって充てる。

2 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。

3 企業長の任期は、奈良県知事としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長6人を置き、関係市町村の長のうち、次に掲げる者

を企業長が任命する。

- (1) 給水人口が上位 2 位までの市の長
- (2) 前号に掲げる市以外の市の長のうち 2 人
- (3) 町村の長のうち 2 人

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

3 副企業長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第 1 1 条 企業団に必要な職員を置く。

- 2 職員は、企業長が任免する。
- 3 第 1 項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第 1 2 条 企業団に監査委員 2 人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第 1 3 条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(企業団の財務)

第 1 4 条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の規定による負担金の額は、企業団と構成団体との協議により定める。
- 3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

議案第 67 号

奈良広域水質検査センター組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良広域水質検査センター組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合同規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合同規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（解散による事務の承継）

第18条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

奈良広域水質検査センター組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり構成団体との協議の上、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良広域水質検査センター組合の解散）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

2 前項の清算後に残余する現金（以下「残余金」という。）は、組合の構成団体（以下「組合構成団体」という。）の令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付する。

3 組合が保有している別表に掲げる団体に係る水質検査に関する文書（電子デ

ータを含む。)及び人事事務に関する文書並びに図書及び文献類は、企業団に引継ぐ。

- 4 別表に掲げる団体以外の組合構成団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引継ぐ。
- 5 組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった御所市長が、これを決算する。
- 6 前項の規定による決算は、組合の事務を承継する企業団の企業長が、これを企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとする。

別表

大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市	御所市	生駒市
香芝市	宇陀市	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	高取町	明日香村
上牧町	王寺町	広陵町	河合町	吉野町	大淀町	下市町	磯城郡水道企業団

令和 年 月 日

大和高田市長 堀 内 大 造

大和郡山市長 上 田 清

天理市長 並 河 健

橿原市長 亀 田 忠 彦

桜井市長 松 井 正 剛

五條市長 平 岡 清 司

御所市長 東 川 裕

生駒市長 小 紫 雅 史

香芝市長	三 橋 和 史
葛城市長	阿 古 和 彦
宇陀市長	金 剛 一 智
山添村長	野 村 栄 作
平群町長	西 脇 洋 貴
三郷町長	木 谷 慎一郎
斑鳩町長	中 西 和 夫
安堵町長	西 本 安 博
曾爾村長	芝 田 秀 数
御杖村長	伊 藤 収 宜
高取町長	中 川 裕 介
明日香村長	森 川 裕 一
上牧町長	今 中 富 夫
王寺町長	平 井 康 之
広陵町長	山 村 吉 由
河合町長	森 川 喜 之
吉野町長	中 井 章 太
大淀町長	辻 本 眞 宏
下市町長	杵 本 龍 昭
黒滝村長	植 田 忠三郎
天川村長	車 谷 重 高
野迫川村長	吉 井 善 嗣
十津川村長	小山手 修 造
下北山村長	南 正 文
上北山村長	山 室 潔

川上村長 泉 谷 隆 夫

東吉野村長 水 本 実

磯城郡水道企業団企業長 高 江 啓 史

議案第 69 号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次のとおり関係地方公共団体との協議の上、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

（財政調整基金の配分）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）の財政調整基金は、解散時における組合の構成団体が平成7年度から令和5年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する。

（物品の譲与）

第2条 組合が保有する物品（図書及び文献類を除く。）は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に無償譲与する。

（退職手当支給事務負担金還付金の引継）

第3条 解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される奈良県市町

村総合事務組合退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ。

令和 年 月 日

大和高田市市長	堀	内	大	造
大和郡山市市長	上	田	清	
天理市長	並	河	健	
橿原市長	亀	田	忠	彦
桜井市長	松	井	正	剛
五條市長	平	岡	清	司
御所市長	東	川	裕	
生駒市長	小	紫	雅	史
香芝市長	三	橋	和	史
葛城市市長	阿	古	和	彦
宇陀市長	金	剛	一	智
山添村長	野	村	栄	作
平群町長	西	脇	洋	貴
三郷町長	木	谷	慎	一郎
斑鳩町長	中	西	和	夫
安堵町長	西	本	安	博
曾爾村長	芝	田	秀	数
御杖村長	伊	藤	収	宜
高取町長	中	川	裕	介
明日香村長	森	川	裕	一
上牧町長	今	中	富	夫
王寺町長	平	井	康	之

広陵町長	山	村	吉	由	
河合町長	森	川	喜	之	
吉野町長	中	井	章	太	
大淀町長	辻	本	眞	宏	
下市町長	杵	本	龍	昭	
黒滝村長	植	田	忠	三郎	
天川村長	車	谷	重	高	
野迫川村長	吉	井	善	嗣	
十津川村長	小	山	手	修	造
下北山村長	南	正	文		
上北山村長	山	室	潔		
川上村長	泉	谷	隆	夫	
東吉野村長	水	本	実		

磯城郡水道企業団企業長 高 江 啓 史

議案第 70 号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ● ● ● ● ● ● ● ●

氏 名 藤 尾 庸 子

生年月日 昭和 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

住 所 生駒市 ● ● ● ● ● ● ● ●

氏 名 三 村 か ほ る

生年月日 昭和 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

令和6年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史